

講演会のご案内

公益社団法人 米子法人会

改正労働基準法・働き方改革関連法への実務対応のポイント

2018年6月に成立した「働き方改革関連法」では、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など、罰則付き改正もありますので、中小企業でも具体的な対応を求められています。

「新しい採用」や「従業員の定着」を含めて、これからの人材難を乗り越えられるような企業づくりを学ぶことができます。

★ 開催日時 平成31年2月14日（木）14:00～15:30

会場 スマイルホテル米子
(米子市西福原1-1-55)

★ 参加費 無料



講師 藤井 恵介氏 社会保険労務士
社会保険労務士法人 ミライガ 代表社員

経歴 1972年生まれ。京都大学卒業後、民間企業にて経営企画部や人事部を経験。2005年に独立し、社会保険労務士事務所を開業。企業での経験と豊富な知識をベースとしたアイデア満載のアドバイスは「その手があったか」「自社の身の丈にあわせてくれるので実行しやすい」と多数の経営者から好評を得ている。

※ 同封の小冊子「働き方改革関連法 対応のポイント」の著者

参加申込書

(公社)米子法人会 行 (FAX 32-6615)

2月14日（木）講演会

「改正労働基準法・働き方改革関連法への実務対応のポイント」

【問い合わせ先】

米子法人会事務局
(TEL 32-6616)

会社名	参加人数
※個人の方は個人名をお書きください。	人

※ ご記入いただきました個人情報、本講演会開催に関する各種連絡、名簿作成のためにのみ使用いたします。